

天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号

天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

平成27年3月10日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦 男  
天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号）の全部を改正する。

第1条 この規程は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）に基づき、天草不知火海区漁業調整委員会（以下、「委員会」という）が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員会は、条例第6条第4項第4号の実施機関が定める個人情報取扱事務の公示手続（条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項等）

第3条 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の開示の方法  
(2) 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が15歳未満の者であるか、15歳以上の未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって開示請求をする理由

第4条 条例第15条第2項（条例第20条第4項、第24条第3項及び第25条の5第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、イに掲げる書類のいずれか二  
ア 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書  
イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等、学校教育法に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることを証明するために委員会が認めるもの  
(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る前号アに掲げる書類のいずれか一（前号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、前号イに掲げる書類のいずれか二）及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として委員会が認めるもの（法定代理人の資格喪失の届出）

第5条 条例第14条第2項の規定により開示請求した法定代理人は、条例第19条第1項及び第2項の規定による通知を受け前記その資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を委員会に届け出なければならない。条例第20条第1項の規定による開示を受け前記その資格を喪失したときも、同様とする。

第2項 前項前段の規定は、条例第23条第2項において準用する条例第14条第2項の規定により訂正請求した法定代理人について準用する。この場合において、前項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第3項 前項前段の規定は、条例第25条の4第2項において準用する条例第14条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条の7第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第6条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取（未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、条例第16条第2号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。）

第6条 条例第16条第3号ただし書ウの実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員  
(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの

- (条例第19条第1項の実施機関が定める事項等)
- 第7条 条例第19条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示を実施する日時及び場所
  - (2) 開示の実施の方法
  - (3) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第19条第1項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 個人情報全部の開示する旨の決定 別記第2号様式（個人情報開示決定通知書）
  - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 別記第3号様式（個人情報部分開示決定通知書）
- 3 条例第19条第2項の規定による通知書は、別記第4号様式（個人情報不開示決定通知書）によるものとする。
- 4 条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第5号様式（自己情報開示請求決定期間延長通知書）によるものとする。
- 5 条例第19条第6項及び第7項の実施機関が定める事項は、開示請求に係る個人情報に記録されている行政文書の表示、開示請求の年月日、意見書の提出先及び提出期限とする。
- 6 条例第19条第6項及び第7項の規定による通知は、別記第6号様式（意見書提出機会付与通知書）により行うものとする。
- 7 条例第19条第6項及び第7項の意見書は、別記第7号様式（個人情報の開示に係る意見書）によるものとする。
- 8 条例第19条第8項後段の規定による通知書は、別記第8号様式（個人情報の開示決定に係る通知書）によるものとする。
- (条例第19条の2第1項の規定による通知書)
- 第7条の2 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第8号の2様式（開示請求事案移送通知書）によるものとする。
- (個人情報開示等)
- 第8条 条例第20条第1項の規定による個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。
  - 2 行政文書の閲覧及び視聴（条例第20条第2項第4号に定める方法を含む。次項において同じ。）をす者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
  - 3 委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧及び視聴を中止させ、又は禁止することができる。
  - 4 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。
- (写し作成及び送付に準ずるものを定めたときの公示手続)
- 第9条 委員会は、条例第21条の写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときは、熊本県公報に告示するものとする。
  - (口頭による開示請求をすることができる個人情報等を定めたときの公示手続等)
- 第10条 委員会は、条例第22条第1項の個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所を熊本県公報に告示するものとする。
  - 2 これを変更するとき、同様とする。
- 2 条例第22条第2項の実施機関が定める書類は、前項で定めた個人情報を取り扱う事務に関して当該個人情報の本人に対して委員会が交付した書類であつて、本人の氏名が記載されているものとする。
  - (条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第11条 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、訂正請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって訂正請求をする理由とする。
  - 2 訂正請求書は、別記第9号様式（自己情報訂正請求書）によるものとする。
- (個人情報開示を受けたことの確認)
- 第12条 訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は他の法令等の規定若しくは委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。
  - (条例第25条の規定による通知書)
- 第13条 条例第25条第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 個人情報全部を訂正する旨の決定 別記第10号様式（個人情報訂正決定通知書）
  - (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 別記第11号様式（個人情報部分訂正決定通知書）
- 2 条例第25条第3項の規定による通知書は、別記第12号様式（個人情報不訂正決定通知書）によるものとする。
- 3 条例第25条第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号様式（自己情報訂正請求決定期間延長通知書）によるものとする。
  - (条例第25条の2第1項の規定による通知書)
- 第13条の2 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第13号の2様式

- (訂正請求事案移送通知書)によるものとする。  
 (条例第25条の3の規定による通知書)
- 第13条の3 条例第25条の3の規定による通知書は、別記第13号の3様式(個人情報訂正実施通知書)によるものとする。  
 (条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第13条の4 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。  
 2 利用停止請求書は、別記第13号の4様式(自己情報利用停止請求書)によるものとする。  
 (準用)
- 第13条の5 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。  
 (条例第25条の7の規定による通知書)
- 第13条の6 条例第25条の7第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。  
 (1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第13号の5様式(個人情報利用停止決定通知書)  
 (2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第13号の6様式(個人情報部分利用停止決定通知書)
- 2 条例第25条の7第3項の規定による通知書は、別記第13号の7様式(個人情報利用不停止決定通知書)によるものとする。  
 3 条例第25条の7第4項の規定において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号の8様式(自己情報利用停止請求決定期間延長通知書)によるものとする。  
 (条例第27条の規定による通知書)
- 第14条 条例第27条の規定による通知書は、別記第14号様式(熊本県個人情報保護審査会諮問通知書)によるものとする。  
 (条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知書)
- 第15条 条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知書は、条例第28条第1号に係るものは別記第15号様式(条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書)、条例第28条第2号に係るものは別記第15号の2様式(条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書)によるものとする。  
 (県出資法人等の公示手続)
- 第16条 委員会等は、条例第34条の実施機関が定める法人を定めたときは、これを熊本県公報に告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。  
 (審査会への提出資料等閲覧等請求書等)
- 第17条 条例第39条第1項の規定により熊本県個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求める者は、熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書(別記第16号様式)を委員会に提出するものとする。  
 2 委員会は、前項の規定により熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の可否を決定し、別記第17号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書)、別記第18号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書)又は別記第19号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。)
- 附 則  
 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

請求者 住所又は居所 郵便番号 -

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号( ) -

熊本県個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり自己情報の開示を請求します。

開示請求に係る自己情報の内容	
求める開示の実施の方法 〔希望する方法の番号を〕 〔○で囲んでください。〕	1 閲覧                      2 視聴                      3 写しの交付 4 その他(                      )

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を〕 〔○で囲んでください。〕	1 15歳未満の者                      2 15歳以上の未成年者 3 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号( ) - )
本人に代わって開示請求をする理由	

- (注) 1 「開示請求に係る自己情報の内容」欄は、知りたいと思われる自己情報が特定できるように具体的に記載してください。  
 2 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人が請求する際は、(注)2の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証                      2 旅券 3 その他(                      )
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本                      2 その他(                      )
備 考	受付年月日                      年 月 日

別記第2号様式(第7条関係)

個人情報開示決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

開示請求に係る個人情報の内容		
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ( )))	
備 考		

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第3号様式(第7条関係)

個人情報部分開示決定通知書  
天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

開示請求に係る個人情報の内容		
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	条例第16条第 号該当 (理由)	
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))	
備 考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第4号様式(第7条関係)

個人情報不開示決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示しないこと とした根拠規定 及び当該規定を 適用する理由	(根拠規定) 条例第 条 該当 (理由)
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第5号様式(第7条関係)

自己情報開示請求決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けて請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第19条第4項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第6号様式(第7条関係)

意見書提出機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

熊本県では、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、別添のとおり熊本県個人情報保護条例を制定しています。

今回、熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求がありました個人情報について、次のとおりあなた(貴団体)に関する情報が含まれています。同条例第19条第6項(第7項)の規定により本件個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、参考とさせていただきたく、意見を求めますので、御意見がある場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、年 月 日までに提出をお願いします。

開示請求に係る個人情報 が記録された行政文書の表示	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課等)	(電話番号( ) — (内線 ))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第7号様式(第7条関係)

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、  
担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号( ) ー

年 月 日付け 第 号で通知のあつた件について、次のとおり意見を提出  
します。

<p>個人情報の開示について の意見</p> <p>〔該当する番号を○で 囲んでください。〕</p>	<p>1 開示しても差し支えない</p> <p>2 開示に反対する</p>
<p>開示に反対する場合の 反対の理由</p> <p>〔開示することで生 じる支障等〕</p>	<p>(1) 反対する部分</p> <p>(2) 反対する理由</p>

(日本工業規格A4)

別記第8号様式(第7条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしたので、熊本県個人情報保護条例第19条第8項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )
備 考	

別記第8号の2様式(第7条の2関係)

開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした開示請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

(日本工業規格A4)

別記第9号様式(第11条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

請求者 住所又は居所 郵便番号 -

〔法人にあっては、主たる事務所  
の所在地〕

氏 名

〔法人にあっては、その名称及び  
代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人にあっては、担当者の氏名  
及び連絡先〕

電話番号( ) -

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を ○で囲んでください。〕	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号( ) - )
本人に代わって訂正請求をする理由		

- (注) 1 「訂正請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。
- 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他( )	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は天草不知火海区漁業調整委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し	
備考	受付年月日 年 月 日	

別記第10号様式(第13条関係)

個人情報訂正決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	(電話番号 (内線) ))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式(第13条関係)

個人情報部分訂正決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂正しないこと とした部分	
訂正しないこと とした理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ( )))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第12号様式(第13条関係)

個人情報不訂正決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の訂正 をしない理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号様式(第13条関係)

自己情報訂正請求決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条第1項に規定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の2様式(第13条の2関係)

訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした訂正請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うことになります。

(日本工業規格A4)

別記第13号の3様式(第13条の3関係)

個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により通知します。

提供した個人情報 の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号( ) 一 (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自 己 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人にあつては、  
たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人にあつては、  
の名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人にあつては、  
当者の氏名及び連絡先〕

電話番号( ) ー

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を〕 ○で囲んでください。	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号( ) ー )
本人に代わって利用停止請求をする理由		

- (注) 1 「利用停止請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る自己情報が特定できるように具体的に記載してください。  
 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。  
 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他( )	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は天草不知火海区漁業調整委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備 考	受付年月日	年 月 日

別記第13号の5様式(第13条の6関係)

個人情報利用停止決定通知書  
天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本  
県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止することと決定し  
たので通知します。

年 月 日  
天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

利用停止請求に 係る個人情報の 内 容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の6様式(第13条の6関係)

個人情報部分利用停止決定通知書  
天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

利用停止に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しない こととした部分	
利用停止しない こととした理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ) )
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の7様式(第13条の6関係)

個人情報利用不停止決定通知書  
天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しないことと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

利用停止に係る個人情報の内容	
個人情報の利用停止をしない理由	
担当課等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の8様式(第13条の6関係)

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号( ) ー (内線 ( )))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第14号様式(第14条関係)

熊本県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けの不服申立てについて、次のとおり熊本県個人情報保護審査会に諮問したので、熊本県個人情報保護条例第27条の規定により通知します。

不服申立てがあつた決定及び個人情報の内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第15号様式(第15条関係)

条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されてい る行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号 ( ) — (内線 ))
備 考	

別記第15号の2様式(第15条関係)

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ))
備 考	

別記第16号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、  
担当者の氏名及び連絡先〕

電話番号( ) ー

熊本県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり熊本県個人情報保護審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求します。

意見書又は資料の名称及び内容	
閲覧等の実施の方法 〔希望する方法の番号を〕 〇で囲んでください。	1 閲覧 2 写しの交付
※備考	受付年月日 年 月 日

- (注) 1 「意見書又は資料の名称及び内容」欄は、請求に係る意見書又は資料が特定できるよう、具体的に記載してください。
- 2 「※備考」欄は、記入しないでください。

## 別記第17号様式(第17条関係)

## 熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり承諾することとしたので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )

- (注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。  
2 閲覧又は写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

(日本工業規格A4)

別記第18号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等承諾しない部分及び理由	(閲覧等を承諾しない部分) (閲覧等を承諾しない理由)
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ( )))

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。  
2 提出資料の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。

(日本工業規格A4)

別記第19号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり拒否することとしたので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等拒否する理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線( ))

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に天草不知火海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号

熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

平成27年3月10日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程

熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年熊本県内水面漁場管理委員会告示第3号）の全部を改正する。

第1条 この規程は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県内水面漁場管理委員会（以下、「委員会」という）が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員会は、条例第6条第4項第4号の実施機関が定める個人情報取扱事務の公示手続（条例第6条第4項第4号の実施機関が定める個人情報取扱事務を定め

たときは、これを熊本県公報に告示するものとする。

第3条 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項等）

第3条 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の開示の実施の方法

(2) 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が15歳未満の者であるか、15歳以上の未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって開示請求をする理由

2 開示請求書は、別記第1号様式（自己情報開示請求書）によるものとする。

(本人等であることとを証明するために必要な書類)

第4条 条例第15条第2項（条例第20条第4項、第24条第3項及び第25条の5第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、イに掲げる書類のいずれか二

ア 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書

イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等、学校教育法に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることとを証明するために委員会が認めるもの

(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る前号アに掲げる書類のいずれか一（前号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、前号イに掲げる書類のいずれか二）及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として委員会が認めるもののいずれか一

(法定代理人の資格喪失の届出)

第5条 条例第14条第2項の規定により開示請求した法定代理人は、条例第19条第1項及び第2項の規定による通知を受け前記その資格を喪失したときは、直ちに書面での旨を委員会に届け出なければならない。条例第20条第1項の規定による開示を受け前記その資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、条例第23条第2項において準用する条例第14条第2項の規定により訂正請求した法定代理人について準用する。この場合において、前項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

3 第1項前段の規定は、条例第25条の4第2項において準用する条例第14条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条の7第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第6条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、条例第16条第2号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第16条第3号ただし書ウの実施機関が定める公務員等)

第6条 条例第16条第3号ただし書ウの実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員

(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたもの

- (条例第19条第1項の実施機関が定める事項等)
- 第7条 条例第19条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示を実施する日時及び場所
  - (2) 開示の実施の方法
  - (3) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第19条第1項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 個人情報全部の開示する旨の決定 別記第2号様式（個人情報開示決定通知書）
  - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 別記第3号様式（個人情報部分開示決定通知書）
- 3 条例第19条第2項の規定による通知書は、別記第4号様式（個人情報不開示決定通知書）によるものとする。
- 4 条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第5号様式（自己情報開示請求決定期間延長通知書）によるものとする。
- 5 条例第19条第6項及び第7項の実施機関が定める事項は、開示請求に係る個人情報に記録されている行政文書の表示、開示請求の年月日、意見書の提出先及び提出期限とする。
- 6 条例第19条第6項及び第7項の規定による通知は、別記第6号様式（意見書提出機会付与通知書）により行うものとする。
- 7 条例第19条第6項及び第7項の意見書は、別記第7号様式（個人情報の開示に係る意見書）によるものとする。
- 8 条例第19条第8項後段の規定による通知書は、別記第8号様式（個人情報の開示決定に係る通知書）によるものとする。
- (条例第19条の2第1項の規定による通知書)
- 第7条の2 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第8号の2様式（開示請求事案移送通知書）によるものとする。
- (個人情報開示等)
- 第8条 条例第20条第1項の規定による個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。
  - 2 行政文書の閲覧及び視聴（条例第20条第2項第4号に定める方法を含む。次項において同じ。）をす者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
  - 3 委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧及び視聴を中止させ、又は禁止することができる。
  - 4 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。
- (写し作成及び送付に準ずるものを定めたときの公示手続)
- 第9条 委員会は、条例第21条の写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときは、熊本県公報に告示するものとする。
- (口頭による開示請求をすることができる個人情報等を定めたときの公示手続等)
- 第10条 委員会は、条例第22条第1項の個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所を熊本県公報に告示するものとする。
- 2 条例第22条第2項の実施機関が定める書類は、前項で定めた個人情報を取り扱う事務に関して当該個人情報の本人に対して委員会が交付した書類であつて、本人の氏名が記載されているものとする。
- (条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第11条 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、訂正請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって訂正請求をする理由とする。
- 2 訂正請求書は、別記第9号様式（自己情報訂正請求書）によるものとする。
- (個人情報開示を受けたことの確認)
- 第12条 訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は他の法令等の規定若しくは委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。
- (条例第25条の規定による通知書)
- 第13条 条例第25条第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 個人情報全部を訂正する旨の決定 別記第10号様式（個人情報訂正決定通知書）
  - (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 別記第11号様式（個人情報部分訂正決定通知書）
- 2 条例第25条第3項の規定による通知書は、別記第12号様式（個人情報不訂正決定通知書）によるものとする。
- 3 条例第25条第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号様式（自己情報訂正請求決定期間延長通知書）によるものとする。
- (条例第25条の2第1項の規定による通知書)
- 第13条の2 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第13号の2様式

- (訂正請求事案移送通知書)によるものとする。  
(条例第25条の3の規定による通知書)
  - 第13条の3 条例第25条の3の規定による通知書は、別記第13号の3様式(個人情報訂正実施通知書)によるものとする。  
(条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等)
  - 第13条の4 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。
  - 2 利用停止請求書は、別記第13号の4様式(自己情報利用停止請求書)によるものとする。  
(準用)
  - 第13条の5 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。  
(条例第25条の7の規定による通知書)
  - 第13条の6 条例第25条の7第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。  
(1) 個人情報全部の利用停止する旨の決定 別記第13号の5様式(個人情報利用停止決定通知書)  
(2) 個人情報一部の利用停止する旨の決定 別記第13号の6様式(個人情報部分利用停止決定通知書)
  - 2 条例第25条の7第3項の規定による通知書は、別記第13号の7様式(個人情報利用不停止決定通知書)によるものとする。
  - 3 条例第25条の7第4項の規定において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号の8様式(自己情報利用停止請求決定期間延長通知書)によるものとする。  
(条例第27条の規定による通知書)
  - 第14条 条例第27条の規定による通知書は、別記第14号様式(熊本県個人情報保護審査会諮問通知書)によるものとする。  
(条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知書)
  - 第15条 条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知書は、条例第28条第1号に係るものは別記第15号様式(条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書)、条例第28条第2号に係るものは別記第15号の2様式(条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書)によるものとする。  
(県出資法人等の公示手続)
  - 第16条 委員会は、条例第34条の実施機関が定める法人を定めたときは、これを熊本県公報に告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。  
(審査会への提出資料等閲覧等請求書等)
  - 第17条 条例第39条第1項の規定により熊本県個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求める者は、熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書(別記第16号様式)を委員会に提出するものとする。
  - 2 委員会は、前項の規定により熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の可否を決定し、別記第17号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書)、別記第18号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書)又は別記第19号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする)により、当該熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。
- 附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

自 己 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様  
 請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー  
 (法人にあっては、主たる事務所  
 の所在地)  
 氏 名  
 (法人にあっては、その名称及び  
 代表者の氏名)  
 連 絡 先  
 (法人にあっては、担当者の氏名  
 及び連絡先) 電話番号( ) ー

熊本県個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり自己情報の開示を請求します。

開示請求に係る自己情報の内容	
求める開示の実施の方法 (希望する方法の番号を ○で囲んでください。)	1 閲覧                      2 視聴                      3 写しの交付 4 その他(                      )

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を ○で囲んでください。)	1 15歳未満の者                      2 15歳以上の未成年者 3 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号( ) ー )
本人に代わって開示請求する理由	

- (注) 1 「開示請求に係る自己情報の内容」欄は、知りたいと思われる自己情報が特定できるように具体的に記載してください。  
 2 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人が請求する際は、(注)2の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証                      2 旅券 3 その他(                      )
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本                      2 その他(                      )
備 考	受付年月日                      年 月 日

(日本工業規格A4)

別記第2号様式(第7条関係)

個人情報開示決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

開示請求に係る個人情報の内容		
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))	
備 考		

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第3号様式(第7条関係)

個人情報部分開示決定通知書  
熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

開示請求に係る個人情報の内容		
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	条例第16条第 号該当 (理由)	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )	
備 考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第4号様式(第7条関係)

個人情報不開示決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示しないこと とした根拠規定 及び当該規定を 適用する理由	(根拠規定) 条例第 条 該当  (理由)
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第5号様式(第7条関係)

自己情報開示請求決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第19条第4項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第6号様式(第7条関係)

意見書提出機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

熊本県では、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、別添のとおり熊本県個人情報保護条例を制定しています。

今回、熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求がありました個人情報について、次のとおりあなた(貴団体)に関する情報が含まれています。同条例第19条第6項(第7項)の規定により本件個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、参考とさせていただきたく、意見を求めますので、御意見がある場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、 年 月 日までに提出をお願いします。

開示請求に係る個人情報 が記録された行政文書の表示	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担 当 課 等)	(電話番号( ) — (内線 ))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第7号様式(第7条関係)

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、  
担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号( ) ー

年 月 日付け 第 号で通知のあった件について、次のとおり意見を提出  
します。

<p>個人情報の開示につい ての意見</p> <p>〔該当する番号を○で 囲んでください。〕</p>	<p>1 開示しても差し支えない</p> <p>2 開示に反対する</p>
<p>開示に反対する場合の 反対の理由</p> <p>〔開示することで生 じる支障等〕</p>	<p>(1) 反対する部分</p> <p>(2) 反対する理由</p>

(日本工業規格A4)

別記第8号様式(第7条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしたので、熊本県個人情報保護条例第19条第8項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )
備 考	

## 別記第8号の2様式(第7条の2関係)

## 開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした開示請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

(日本工業規格A4)

別記第9号様式(第11条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

請求者 住所又は居所 郵便番号 -

〔法人にあっては、主たる事務所  
の所在地〕  
氏 名

〔法人にあっては、その名称及び  
代表者の氏名〕

連 絡 先  
〔法人にあっては、担当者の氏名  
及び連絡先〕

電話番号( ) -

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を ○で囲んでください。〕	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号( ) - )
本人に代わって訂正請求をする理由		

- (注) 1 「訂正請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る個人情報 that 特定できるように具体的に記載してください。
- 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他( )
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は熊本県内水面漁場管理委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し
備考	受付年月日 年 月 日

別記第10号様式(第13条関係)

個人情報訂正決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	(電話番号 (内線) ))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式(第13条関係)

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂正しないこと とした部分	
訂正しないこと とした理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

別記第12号様式(第13条関係)

個人情報不訂正決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の訂正 をしない理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号様式(第13条関係)

自己情報訂正請求決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条第1項に規定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

## 別記第13号の2様式(第13条の2関係)

## 訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした訂正請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

(日本工業規格A4)

別記第13号の3様式(第13条の3関係)

個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付で提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により通知します。

提供した個人情報内容	
訂正内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号( ) ー (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自 己 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人にあっては、  
たる事務所の所在地〕

氏 名  
〔法人にあっては、  
の名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先  
〔法人にあっては、  
当者の氏名及び連絡先〕

電話番号( ) ー

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を〕 ○で囲んでください。	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号( ) ー )
本人に代わって利用停止請求をする理由		

- (注) 1 「利用停止請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る自己情報が特定できるように具体的に記載してください。  
 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。  
 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他( )	
法 定 代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本	2 その他( )
開 示 を 受 け た こ と の 確 認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は熊本県内水面漁場管理委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備 考	受付年月日	年 月 日

(日本工業規格A4)

別記第13号の5様式(第13条の6関係)

個人情報利用停止決定通知書  
 熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本  
 県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止することと決定し  
 たので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

利用停止請求に 係る個人情報の 内 容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の6様式(第13条の6関係)

個人情報部分利用停止決定通知書  
熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本  
県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止する  
ことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

利用停止に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しない こととした部分	
利用停止しない こととした理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ) )
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算  
して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。  
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か  
月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)  
提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の7様式(第13条の6関係)

個人情報利用不停止決定通知書  
 熊本県内水面漁場管理委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本  
 県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しない  
 ことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

利用停止に 係る個人情報 の 内 容	
個人情報の 利用停止を しない理由	
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算  
 して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か  
 月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)  
 提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の8様式(第13条の6関係)

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号( ) — (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第14号様式(第14条関係)

熊本県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けの不服申立てについて、次のとおり熊本県個人情報保護審査会に諮問したので、熊本県個人情報保護条例第27条の規定により通知します。

不服申立てがあつた決定及び個人情報の内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 (内線 ))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第15号様式(第15条関係)

条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されてい る行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号 ( ) — (内線 ( )))
備 考	

別記第15号の2様式(第15条関係)

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))
備 考	

別記第16号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 —

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、  
担当者の氏名及び連絡先〕

電話番号( ) —

熊本県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり熊本県個人情報保護審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求します。

意見書又は資料の名称及び内容	
閲覧等の実施の方法 〔希望する方法の番号を〕 ○で囲んでください。	1 閲覧 2 写しの交付
※備考	受付年月日 年 月 日

- (注) 1 「意見書又は資料の名称及び内容」欄は、請求に係る意見書又は資料が特定できるよう、具体的に記載してください。
- 2 「※備考」欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A4)

## 別記第17号様式(第17条関係)

## 熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり承諾することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	(電話番号( ) ) — (内線 ( ) )

- (注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。  
2 閲覧又は写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

(日本工業規格A4)

別記第18号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等承諾しない部分及び理由	(閲覧等を承諾しない部分) (閲覧等を承諾しない理由)
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。  
2 提出資料の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。

別記第18号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等承諾しない部分及び理由	(閲覧等を承諾しない部分) (閲覧等を承諾しない理由)
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	(電話番号( ) — (内線 ))

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。

2 提出資料の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。

熊本県地域福祉推進委員会公告第1号

第26回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。  
平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成27年3月16日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館13階 1302会議室
- 3 議題  
第3期熊本県地域福祉支援計画の骨子案等について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県地域福祉推進委員会事務局  
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班)  
(電話096-383-1111 内線7025)

熊本県公安委員会規則第3号

地域交通安全活動推進委員会に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成27年3月10日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

地域交通安全活動推進委員会に関する規程の一部を改正する規則  
地域交通安全活動推進委員会に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「住所」を「連絡先」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月10日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月10日

熊本県人事委員会委員長 成 瀬 公 博

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和33年熊本県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

- 第16条第1号を次のように改める。  
(1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、一般職員給与条例第10条第1項第1号若しくは第3号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生日以後に転居する場合において、特別急行列車等を利用する経路の変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認められる住居を含む。）から通勤のため、特別急行列車等を利用する経路の変更が生じないとき、その利用に係る特別料金等を負担することとを常例とするもの（当該事由の発生の直前の通勤の経路及び方法による場合とは異なる。）を常例とするもの（当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等）の通勤の実情の変更に生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）  
ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。  
イ 給与に関する他の条例の規定の適用を受けていた者から引き続き給料表の適

用を受ける職員となったこと。  
 ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）第2条第1項の規定による派遣（第17条の2第1項第3号、第17条の3第2項第2号及び第17条の4第2項において「外国機関等派遣」という。）又は公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）第2条第1項の規定による派遣（第17条の2第1項第3号、第17条の3第2項第2号及び第17条の4第2項において「公益的法人等派遣」という。）から職務に復帰したこと。  
 第17条の2第1項第3号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則  
 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成27年3月10日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

**熊本県人事委員会規則第3号**

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員の住居手当に関する規則（昭和49年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。  
 第4条中「該当する職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

附 則  
 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成27年3月10日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

**熊本県人事委員会規則第4号**

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
 第4条第3項第3号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第4号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第5号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第6号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第7号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第8号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第9号中「以上 45,000円」を「以上2,000キロメートル未満 48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

- (10) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円
- (11) 2,500キロメートル以上 58,000円

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から、当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 給与に関する他の条例の規定の適用を受けていた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと。

ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

第5条第2項第7号中「若しくは給与に関する他の条例の規定の適用を受けていた者」を削り、「復帰」を「事由発生」に改める。

附 則  
 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月10日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年熊本県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「第15条の3第3項第1号」を「第15条の3第3項第1号」に、「第15条の2第2項」を「第15条の2第3項第1号」に、「第15条の3第3項第1号」を「第15条の2第3項第1号」に改め、同項第1号以下「管理職手当規則」という。別表第1に掲げる職を占める職員を「管理監督職員（一般職員給与当規則第7条の2第1項及び県立学校給与条例第8条の2第1項以下同じ）」に、「当該職員を「当該管理監督職員」に、「管理職手当規則別表第1に掲げる区分」を「管理職手当の区分」に改め、同条第2項ただし書を「第15条の3第3項第1号」に、「第15条の2第3項第1号」に改める。

第4条第5条と第3条第4条の次に次の1条を加える。  
 第3条第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1種 6, 000円
- (2) 2種 5, 500円
- (3) 3種 5, 000円
- (4) 4種 4, 500円
- (5) 5種 4, 000円
- (6) 6種 3, 500円
- (7) 7種 3, 000円
- (8) 8種 2, 000円

2 一般職員給与条例第15条の3第1項又は県立学校の給与条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続き一般職員給与条例第15条の3第2項又は県立学校の給与条例第15条の2第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る一般職員給与条例第15条の3第2項及び県立学校給与条例第15条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。